主 文本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人清家栄の控訴趣意は別紙記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

論言は原審検察官が審理終結後予備的訴因並に罰条の追加請求書を提出したのに対し原審が弁論を再開して右予備的訴因の追加を容した上右訴因につき有罪の判決をしたのは違法の措置であると謂うのである。仍て本件記録に徴するに、本件は紹和二十七年二月二十二詐欺罪として起訴せられ昭和二十八年五月二十一日一請求書として起訴せられ昭和二十八年五月二十一日前請求書が提出されたため、原審裁判所は同月二十二部財務の追加書が提出されたため、原審裁判所は同月二十二部財務の追加表に罰条の追加書が提出されたため、原審裁判所は同月二十二部財務の追加を許可し、結局単純賭博の事実を認定して有罪判決をしたこと所〈要自第一〉論の通りである。しかし訴因の追加又は変更等については刑事訴訟法上別段の時期的制約は有しないから、右〈/要旨第一〉の如く結審後に検察官よとを以て遺法の措置であるとはいえず、また本件の場合起訴より最初の結審迄相当の期間(で変してあるとはいえず、また本件の場合起訴より最初の結審迄相当の期別は変更をなし得る機会があつたとしても、結審後に予備的訴因の追加を請求しえ検察官をなし得る機会があつたとしても、結審後に予備的訴因の追加を請求しえ検察官遺法の点はなく論旨は理由かない。

同第二点について。

論旨は本件賭博の相手方が訴追られていない点を非難した上結局原判決の罰金は重きに過ぎると謂うのである。しかし本件記録を精査し本件の犯情、被告人の前科(是迄賭博罪により数回罰金に処せられている)その他諸般の情状を考慮すれば、原審の量刑(罰金五万円)は相当であつて、論旨主張の諸点殊に本件の共犯者等が起訴せられた形迹のない点を十分考慮に容れても、原判決の罰金刑が必ずしも酷に失するとはいえない。従て論旨は採用できない。

同第三点について。

- 仍て本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条により主文の通り判決 する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)